

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等  
に関する法律施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 外国居住者等に係る金融口座情報の報告制度について、報告金融機関等が所轄税務署長に提供する報告対象契約に係る報告事項の細目等を定めることとする。(第21条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、別段の定めがあるものを除き、平成31年4月1日から施行することとする。(附則関係)